

R2憲法基礎1期末試験 問題3①

1、キリスト教を信仰しているXに、音楽専科の教員として君が代斉唱の際にピアノ伴奏をするよう発せられた本件職務命令は信教の自由(憲法20条1項前段、2項)に反し、違憲か。
2、憲法20条1項は信教の自由を何人に対してもこれを保障するものであり、宗教的行為の自由も保障されている。また、同条2項では宗教的行為の強制を禁止している。このように、信教の自由は信仰に基づく外部的行為をも保障しているため、絶対無制限のものではなく、公共の福祉に基づく必要かつ合理的な制約を受けることがありうる。しかし、信教の自由が基本的人権の1つとして極めて重要であるといえることから、この制約は、最小限のものでなければならぬとされる。

3、Xは「君が代」を天皇崇拜、天皇賛美の行為として広く行われていたのだから、国家神道における現人神である天皇の賛美が完全に払拭されたとはいえない「君が代」を斉唱することを目的としてピアノで伴奏する行為は、キリスト者としてキリスト教以外の国家神道や現在の神道の信仰につながる楽曲の伴奏をする行為に他ならないと考えている。このようなXの考えによると、「君が代」をピアノで伴奏する行為は宗教的行為にあたり、信教の自由の保障範囲内にあるといえる。

4、しかし、本件職務命令は、あくまでもXを音楽専科の教員として、君が代斉唱の際にピアノ伴奏をするよう旨のものであり、生徒が「君が代」を歌うための補助的な役割を課すものである。Xにとっては宗教的行為にあたるが、客観的には学校行事、しかも卒業式という場において「君が代」を斉唱することを目的としてピアノで伴奏するという行為は卒業式という行事の性質から考えても一般に行われているものであり、宗教的行為とは結びつかない。そのため、本件職務命令はXに特定の宗教に関する宗教的行為を強制させるためのものであるとはいえない。

5、また、Xは音楽専科の教諭として「君が代」ピアノ伴奏を命令されている。小学校の学校行事、さらに卒業式という場面において「君が代」斉唱が行われることは広く認識されており、音楽教諭がそのピアノ伴奏を務めるということは当然職務内容として予測できたものであるといえる。そのため、「君が代」斉唱の際に起立することは教員が日常担当する教科や業務とは異なるものであり、敬意の表明の要素を含む外部的行為であるとされた君が代起立斉唱事件とは違い、特定の思想や宗教観を有するということを外部に表明する行為とはいえず、宗教的行為であるとはいえないように思える。

6、しかし、Xの言うように、天皇崇拜、天皇賛美の行為として「君が代」が歌われていたのは事実であり、天皇制が今でも存在していることを鑑みると、キリスト教者であるXが自身の信仰とは異なる宗教的行為を強制させられるという点において、自身の信仰が間接的に制約を受けているといえることができる。このような制約が公共の福祉に基づく必要かつ合理的なものとして、許容されるかどうかは、①その目的が公共の福祉の適合する重要なものであるか②規制として投入される手段が目的達成のために適切かつ必要ものであるかという点において判断し、また、信教の自由の重要性から、③他に信仰への制約を回避する方法がないかという点も考慮要素として判断する。

7、これを本件についてあてはめる。

(1)まず、本件職務命令でXが課されたのは、卒業式で「君が代」を斉唱するための補助としての役割であり、式典を円滑に進行するということが第1の目的であると考えられる。この目的は、卒業式という生徒らにとって、大切な門出となる学校行事を問題なく成功させるためのものであり、子どもたちの大切な思い出作りという面だけでなく、中学生という次の段階へ進む準備を精神面において促すという意味でも教育上重要であるといえる。そのため、公共の福祉に適合する重要なものであるといえる。(①充足)

(2)日本全国において「君が代」は卒業式で斉唱されており、プログラムの一部となっているものである。その「君が代」をXの伴奏に合わせて生徒らが歌うのであるから、本件職務命令は上記の目的達成のために適切かつ必要なものであるといえる。(②充足)

(3)上記目的から考えると、伴奏に合わせて「君が代」が歌えればよいのであって、誰が伴奏すべきであるかという点は特に重要視する必要はないとも考えられる。従って、代替手段として、他のピアノが弾ける教師に伴奏させるといった手段が考えられる。また、そのような教師がいなければ、ピアノの弾ける生徒に伴奏させるといった手段が考えられる。従って、本件職務命令が必要でやむを得ないものであるといえない。

8、以上より、本件職務命令は公共の福祉に基づく必要かつ合理的なものであるといえ

ず、憲法20条1項前段、2項に反し、違憲である。

「憲法基礎 1」 期末試験問題 雑感

- 1 信教の自由の内容として宗教的行為の自由が含まれるという指摘は良いです。なぜ、宗教的行為の自由も保障されるべきなのか、その根拠を復習しておいてください（条文の指摘はできていました）。
- 2 2の中で保障は絶対無制限のものではないこと、最小限度のものでなければならないことを指摘されています。内容は間違っていないと思いますが、「信教の自由として保障されるかどうか」を論じるパートで書くことではないような気がします。それは、正当化論証のうち、審査基準を決める理由ではないでしょうか。
- 3 全体として、書いてある内容それ自体が間違っているとは思わないのですが、それぞれ何についての記述（保障範囲、制約、正当化論証）なのかがわかりにくくなっています。たとえば、6の記述の中に、制約の有無と正当化論証が混在しているように読めます。
- 4 まずは、憲法の答案の大きな型を抑えてください。きわめて予備校的で批判はありますが、保障範囲→制約の有無→制約の正当化（審査基準の定立と当てはめ）が基本です。
- 5 そして、これは一案ですが、答案に見出しをつけてみてはどうでしょうか（「1 Xの行為が憲法上保障されるかについて」、「2 本件職務命令による制約の有無について」など）。

以上